

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>(非社員契約) 第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 相互会社が保険者となる保険契約に係る第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加算した金額の第三号に掲げる額に第四号に掲げる額を加算した金額に対する割合は、百分の二十を超えてはならない。</p> <p>一 元受保険契約（保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。以下同じ。）のうち非社員契約であるものに係る保険料の総額</p> <p>二 四 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(業務運営に関する措置)</p> <p>第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険</p>	<p>(非社員契約) 第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 相互会社が保険者となる保険契約に係る第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加算した金額の第三号に掲げる額に第四号に掲げる額を加算した金額に対する割合は、百分の二十を超えてはならない。</p> <p>一 元受保険契約（保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。以下この項において同じ。）のうち非社員契約であるものに係る保険料の総額</p> <p>二 四 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(業務運営に関する措置)</p> <p>第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 第七十四条第一号の保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための</p>

募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ〜ハ (略)

二〜四 (略)

五 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、資産の運用に関して別表に掲げる事項（当該保険契約に係る資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合にあつては、資産の運用に関する極めて重要な事項として別表に掲げるもの）を記載した書面を交付するための措置

六 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行うものに限る。）の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者から資産の運用に関する重要な事項として別表に掲げるものを記載した書面の交付の請求があつたときには、当該保険契約者に対し、直ちに、当該書面を交付するための措置

七 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に關し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面を交付するための措置

八 日本における元受保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、イ又はロに掲げる保険契約（日本における元受保険契約に限る。以下この号におい

措置

イ〜ハ (略)

二〜四 (略)

五 第七十四条第一号の保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、資産の運用に關して別表に掲げる事項（当該保険契約に係る資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合にあつては、資産の運用に關する極めて重要な事項として別表に掲げるもの）を記載した書面を交付するための措置

六 第七十四条第一号の保険契約（資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行うものに限る。）の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者から資産の運用に關する重要な事項として別表に掲げるものを記載した書面の交付の請求があつたときには、当該保険契約者に対し、直ちに、当該書面を交付するための措置

七 第七十四条第一号の保険契約に關し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面を交付するための措置

(新設)

て同じ。)の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ ロに掲げるもの以外の保険契約 当該保険募集に係る保険契約が法第二百七十条の第三第二項第一号に規定する補償対象契約(以下「補償対象契約」という。)に該当するかどうかの別又は保険契約のうち補償対象契約に該当するものの範囲

ロ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令(平成十年大蔵省令第二百二十四号。以下「保護命令」という。)第一条の六第二項(法第二百四十五条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)に規定する元受生命保険契約等であつて、保険期間(保険期間の更新又は延長(当該更新又は延長前の保険契約の条項に基づくものに限る。以下この号において同じ。))をすることができる保険契約にあつては、当該更新又は延長後の保険期間を含む通算保険期間)が五年を超えることとなるもの(その保険料及び責任準備金の算出の基礎として予定利率が用いられているもの(保護命令第五十条の五第三項括弧書(法第二百七十条の第三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)に規定する予定利率が用いられているものを含む。))に限る。)

(1) イに定める事項

(2) 保護命令第五十条の五第三項に規定する高予定利率契約に該当することとなる保険契約並びに破綻保険会社(法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。)に係る当

該保険契約が同条第二項（保護命令第五十条の十一において準用する場合を含む。）及び保護命令第一条の六第二項又は保護命令第五十条の十四第二項（法第二百七十条の六の八第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める率）の規定の適用を受けること。

九・十 （略）

2～6 （略）

（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

第五十三条の二 （略）

2 保険会社は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項（当該保険会社が発行する社債（短期社債を除く。）にあつては、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）を説明するものとする。

一 （略）

二 補償対象契約に該当しないこと。

三～五 （略）

3 （略）

（特別勘定を設置する保険契約）

第七十四条 法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

八・九 （略）

2～6 （略）

（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

第五十三条の二 （略）

2 保険会社は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項（当該保険会社が発行する社債（短期社債を除く。）にあつては、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）を説明するものとする。

一 （略）

二 法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約に該当しないこと。

三～五 （略）

3 （略）

（特別勘定を設置する保険契約）

第七十四条 法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約（次に掲げる保険契約をいう。第七十五条の二第一項及び第三項において同じ。）

イ その保険料として収受した金銭を運用した結果に基づいて保険金等の全部又は一部を支払うことを保険契約者に約した保険契約であつて、当該保険金等の全部又は一部として当該運用した結果のみに基づく金額を支払うもの（ロに掲げるものを除く。）

ロ その保険料として収受した金銭を運用した結果に基づいて保険金等を支払うことを保険契約者に約した保険契約であつて、当該保険契約に係る責任準備金（第六十九条第一項第三号の危険準備金を除く。次号において同じ。）の額が、保険金等の支払時において当該支払のために必要な金額を下回った場合に、当該下回った金額に相当する保険料を保険契約者又は被保険者が払い込むこととされており、かつ、当該下回った金額について保険会社が負担することとされていないもの

二 その保険料として収受した金銭の運用により生じた利益及び損失を勘案して保険金等を支払うことを保険契約者に約した保険契約であつて、当該保険契約に係る責任準備金の額が、保険金等の支払時において当該支払のために必要な金額を下回った場合に、当該下回った金額に相当する保険料を保険契約者又は被保険者が払い込むこととされているもの（前号ロに掲げるものを除く。）

三 その保険料として収受した金銭の運用により生じた利益及び損

一 特別勘定に属するものとして経理される財産の価額により、生命保険会社にあつては保険金、返戻金その他の給付金の金額が変動する保険契約、損害保険会社にあつては返戻金の金額が変動する保険契約

二 生命保険会社の保険契約であつて、責任準備金（第六十九条第一項第三号の危険準備金を除く。）の額が給付金の支払時において、当該支払いのために必要な金額を下回った場合に、当該下回った金額について主として保険契約者が負担することとされているもの

三 第八十三条第一号ロ及びニに掲げる保険契約

失を勘案して保険金等を支払うことを保険契約者に約した保険契約のうち、第一号イ及びロ並びに前号に掲げるものを除いたもの

(特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に関し必要な事項)

第七十五条の二 保険会社(第一号にあつては、保険会社及び当該保険会社から委託を受けた者)は、次に掲げる方法により、運用実績連動型保険契約に係る特別勘定(以下「特定特別勘定」という。)に属する財産を管理しなければならない。

一 管理場所を区別することその他の方法により特定特別勘定に属する財産を一般勘定(特別勘定以外の勘定をいう。以下同じ。)に属する財産及び特定特別勘定以外の特別勘定に属する財産と明確に区分して管理する方法

二 特定特別勘定に属する財産を、当該特定特別勘定に係る運用実績連動型保険契約の種類に応じた方法により、当該特定特別勘定に属する財産に係る保険契約者を判別できる状態で管理する方法

2| 保険会社は、特定特別勘定に属する財産の管理を第三者に委託する場合においては、当該委託を受けた第三者が、前項第一号に規定するところにより特定特別勘定に属する財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3| 保険会社は、特定特別勘定に係る業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる帳簿書類を当該各号に定める期間保存しなければならない。

(新設)

ばならない。

一 特定特別勘定元帳 運用実績連動型保険契約（特定特別勘定に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の保険年度の終了の日又は運用実績連動型保険契約の保険期間の終了の日から十年間

二 特定特別勘定に係る総勘定元帳 作成の日から五年間

三 特定特別勘定に係る業務の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

（特別勘定を設置する保険契約）

第五十三条 法第九十九条において準用する法第十八条第一項に規定する内閣府令で定める日本における保険契約は、次に掲げるものとする。

一 法第九十九条において準用する第十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約（次に掲げる保険契約をいう。第五十四条の二第一項及び第三項において同じ。）

イ その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金等の全部又は一部を支払うことを保険契約者に約した保険契約であつて、当該保険金等の全部又は一部として当該運用した結果のみに基づく金額を支払うもの（ロに掲げるものを除く。）

ロ その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金等を支払うことを保険契約者に約した保険契約であつて、

（特別勘定を設置する保険契約）

第五十三条 法第九十九条において準用する法第十八条第一項に規定する内閣府令で定める日本における保険契約は、次に掲げるものとする。

一 特別勘定に属するものとして経理される財産の価額により、外国生命保険会社等にあつては保険金、返戻金その他の給付金の金額が変動する保険契約、外国損害保険会社等にあつては返戻金の金額が変動する保険契約

二 外国生命保険会社等の保険契約であつて、責任準備金（第六十九条第一項第三号の危険準備金を除く。）の額が給付金の支払時において、当該支払いのために必要な金額を下回った場合に、当該下回った金額について主として保険契約者が負担することとされているもの

当該保険契約に係る責任準備金（第六十九条第一項第三号の危険準備金を除く。次号において同じ。）の額が、保険金等の支払時において当該支払のために必要な金額を下回った場合に、当該下回った金額に相当する保険料を保険契約者又は被保険者が払い込むこととされており、かつ、当該下回った金額について保険会社が負担することとされていないもの

二 その保険料として収受した金銭の運用により生じた利益及び損失を勘案して保険金等を支払うことを保険契約者に約した保険契約であつて、当該保険契約に係る責任準備金の額が、保険金等の支払時において当該支払のために必要な金額を下回った場合に、当該下回った金額に相当する保険料を保険契約者又は被保険者が払い込むこととされているもの（前号に掲げるものを除く。）

三 その保険料として収受した金銭の運用により生じた利益及び損失を勘案して保険金等を支払うことを保険契約者に約した保険契約のうち、第一号イ及びロ並びに前号に掲げるものを除いたもの

（特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に関し必要な事項）

第一百五十四条の二 外国保険会社等（第一号にあつては、外国保険会社等及び当該外国保険会社等から委託を受けた者）は、次に掲げる方法により、特定特別勘定に属する財産を管理しなければならない

一 管理場所を区別することその他の方法により特定特別勘定に属

（新設）

する財産を一般勘定に属する財産及び特定特別勘定以外の特別勘定に属する財産と明確に区分して管理する方法

- 2| 特定特別勘定に属する財産を、当該特定特別勘定に係る運用実績連動型保険契約の種類に応じた方法により、当該特定特別勘定に属する財産に係る保険契約者を判別できる状態で管理する方法
- 2| 外国保険会社等は、特定特別勘定に属する財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が、前項第一号に規定するところにより特定特別勘定に属する財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

- 3| 外国保険会社等は、特定特別勘定に係る業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる帳簿書類を当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 特定特別勘定元帳 運用実績連動型保険契約（特定特別勘定に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の保険年度の終了の日又は運用実績連動型保険契約の保険期間の終了の日から十年間
- 二 特定特別勘定に係る総勘定元帳 作成の日から五年間
- 三 特定特別勘定に係る業務の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

（業務、経理に関する規定の準用）

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条

（業務、経理に関する規定の準用）

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条

の六から第五十三条の十までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百条及び第四百条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百条及び第四百条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約

の六から第五十三条の十までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条、第四百条及び第四百条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条、第四百条及び第四百条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項第一号中「第七十四条第一号」とあるのは「第百五十三条第一号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは

「と、第五十三條の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八條」とあるのは「法第九十九條において準用する法第九十八條」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五條第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三條の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の四中「特定関係者（法第八條第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三條の六において同じ。）」とあるのは「特殊関係者（法第九十四條第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、第五十三條の六中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の十中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三條の十中

「法第九十九條において準用する法第九十八條」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五條第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三條の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三條の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三條の四中「特定関係者（法第八條第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三條の六において同じ。）」とあるのは「特殊関係者（法第九十四條第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、第五十三條の六中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の十中「法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」とあるのは「法第九十九條において準用する法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の八中「顧客」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三條の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第六十二條本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、

「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第二十六条第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第五十七条」と、第八十二条第一項中「定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第二十八条第一項第

同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第二十六条第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第五十七条」と、第八十二条第一項中「定時総会又は定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の会日の八週間前」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第二十八条第一項の社員配当準備金」とあるのは「第六十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第一百五十七条の二」と、同条第二項中

一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第一百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十一条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第三号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合とする。

一～三 (略)

四 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（前三号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げる保険契約

イ (略)

ロ 被保険者の生存又はその保険期間の満了前の被保険者の死

亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（第

七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第

一号ロ及び二に掲げるものを除く。）又は第五百五十三条第一号

イ及び第三号に掲げる保険契約に該当するものにあつては、そ

「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十一条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が次の各号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合であつて、次項各号及び第三項各号に掲げる要件（第一号から第三号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては、次項各号に掲げる要件）のいずれにも該当する場合とする。

一～三 (略)

四 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（前三号に掲げるものを除く。）のうち、次に掲げる保険契約

イ (略)

ロ 被保険者の生存又はその保険期間の満了前の被保険者の死

亡に関し保険金を支払うことを約する保険に係る保険契約（第

七十四条第一号の保険契約に該当するものにあつては、その締

結の日から一定期間を経過した後被保険者の死亡に関する保

険金の額が減額されることが定められるものを除き、当該保

の締結の日から一定期間を経過した後被保険者の死亡に関する保険金の額が減額されることが定められるものを除き、当該保険契約に該当しないものにあつては、被保険者の死亡に関する保険金の額が被保険者の生存に関する保険金の額を超えるものを除く。）であつて、保険期間が十年以下のもの（保険契約者が法人であるものを除く。）又は保険料を一時に払い込むことを内容とするもの

五・六（略）

2・3（略）

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等（当該金融機関が事業を行う個人又は法人若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）をいう。次条第四項及び第二百一十一条の三第四項において同じ。）を保険契約者として第一項第四号又は第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる保険については、それぞれ当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額（第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。）又は第百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当する保

契約に該当しないものにあつては、被保険者の死亡に関する保険金の額が被保険者の生存に関する保険金の額を超えるものを除く。）であつて、保険期間が十年以下のもの（保険契約者が法人であるものを除く。）又は保険料を一時に払い込むことを内容とするもの

五・六（略）

2・3（略）

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等（当該金融機関が事業を行う個人又は法人若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）をいう。次条第四項及び第二百一十一条の三第四項において同じ。）を保険契約者として第一項第四号又は第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる保険については、それぞれ当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額（第七十四条第一号の保険契約に該当する保険契約のうち、保険会社が一定の額の保険金その他の給付金の支払の保証をするものにあつては、当該保証をする額とし、

除契約のうち、保険会社が一定の額の保険金その他の給付金の支払の保証をするものにあつては、当該保証をする額とし、当該支払の保証をしないものにあつては、当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額とする。次項、次条第四項及び第五項並びに第二百一条の三第四項及び第五項において同じ。）の合計が千円までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

一・二 (略)

5・6 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十一 (略)

十二 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその

役員若しくは使用人が、第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。）又は

は第百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約の締結の

代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払に充てる

場合は、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解約による返戻金の額が試算の運用実績に基づいて変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与

当該支払の保証をしないものにあつては、当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額とする。次項、次条第四項及び第五項並びに第二百一条の三第四項及び第五項において同じ。）の合計が千円までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

一・二 (略)

5・6 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十一 (略)

十二 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその

役員若しくは使用人が、第七十四条第一号に該当する保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払に

充てる場合は、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解約による返戻金の額が試算の運用実績に基づいて

変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により行わ

の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該保険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名又は押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十三 生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者（令第三十八条に定める金融機関（同条第五号に掲げるものを除く。）のうち、同条第四号に掲げる金融機関にあつては農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条、令第三十八条第七号に掲げる金融機関にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一条の五、令第三十八条第八号に掲げる金融機関にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）、その他の金融機関にあつては銀行法第十三条の二（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、労働金庫法第九十四条、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する特定関係者をいう。以下この項において同じ。）又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用

ず、又は当該保険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名又は押印を得ることにより行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十三 生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者（令第三十八条に定める金融機関（同条第五号に掲げるものを除く。）のうち、同条第四号に掲げる金融機関にあつては農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条、令第三十八条第七号に掲げる金融機関にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一条の五、令第三十八条第八号に掲げる金融機関にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九、その他の金融機関にあつては銀行法第十三条の二（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、労働金庫法第九十四条、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する特定関係者をいう。以下この項において同じ。）又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

していることを知りながら保険募集をする行為

十四～十七 (略)

2～6 (略)

別表(第五十九条の二第二項第三号ハ関係(生命保険会社))

項目	記載する事項
(略)	(略)
経理に関する指標等	一～八 (略) 九 営業活動費、営業管理費、一般管理費(法第 二百六十五条の三十三第一項の負担金の額を 注記する。)、の区分ごとの事業費明細
資産運用に関する指標等	一 主要資産(現預金・コールローン、買現先勘 定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、 商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金 、不動産、一般勘定計(うち海外投融資)等) の区分ごとの平均残高 二～二十 (略)

別表(第五十九条の二第二項第三号ハ関係(損害保険会社))

項目	記載する事項
(略)	(略)

十四～十七 (略)

2～6 (略)

別表(第五十九条の二第二項第三号ハ関係(生命保険会社))

項目	記載する事項
(略)	(略)
経理に関する指標等	一～八 (略) 九 営業活動費、営業管理費、一般管理費、の区 分ごとの事業費明細
資産運用に関する指標等	一 主要資産(現預金・コールローン、買現先勘 定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、 商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金 、不動産、一般勘定計(うち海外投融資)等) の区分ごとの平均残高 一般勘定……特別勘定 以外の勘定をいう。以下同じ。 二～二十 (略)

別表(第五十九条の二第二項第三号ハ関係(損害保険会社))

項目	記載する事項
(略)	(略)

(略)	経理に関する 指標等	一〇五 (略)
	六 人件費、物件費、税金、火災予防拠出金及び 交通事故予防拠出金、法第二百六十五条の三十 三第一項の負担金、諸手数料及び集金費、の区 分ごとの事業費明細	

別表(第七十五条の二第三項及び第百五十四条の二第三項関係)

帳簿の種類	記載事項	記載要領等	備考
特定特別勘 定元帳	計上年月 日、勘定 科目、借 方、貸方 、残高	借方欄、貸方欄に は、勘定科目ごと の変動状況を記 載すること。	特定特別勘定元帳 の科目について日 々の変動及び残高 を記載した日計表 を作成する場合は、 当該日計表のつづ りをもって特別勘 定元帳とすること ができる。
特定特別勘 定に係る総 勘定元帳	勘定科目 、計上年 月日、借 方、貸方 、残高	勘定科目欄には、 第五十九条第二 項又は第百四十 三条第二項の業 務報告書のうち、	特定特別勘定に係 る総勘定元帳の科 目について日々の 変動及び残高を記 載した日計表を作

(略)	経理に関する 指標等	一〇五 (略)
	(新設)	

(新設)

貸借対照表及び
損益計算書の様
式に示されてい
る科目を掲記し、
借方欄、貸方欄に
変動状況を記載
すること。

成する場合は、当該
日計表のつづりを
もって総勘定元帳
とすることができ
る。